

令和7年度 第7回

青森地方最低賃金審議会

日 時：令和7年10月21日(火)午後1時30分

場 所：青森第2合同庁舎1階 共用会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 青森県特定(産業別)最低賃金専門部会長報告について
青森県鉄鋼業最低賃金専門部会長報告
青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
 - (2) 青森県特定(産業別)最低賃金の改正決定について
特定(産業別)最低賃金についての審議
改正決定(答申)
 - (3) その他
- 3 局長挨拶
- 4 その他
- 5 閉会

資料目次

1	青森県特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿	1
2	青森地方最低賃金審議会開催日程	2
3	青森県産業別最低賃金専門部会審議経過一覧	3
4	令和7年度地域別最低賃金時間額改定状況（全国）	4
5	令和7年度最低賃金改定の状況	5
6	最低賃金の年度別推移（青森県）	6
7	令和7年度青森県特定（産業別）最低賃金決定の経過	9

【別添】青森県特定（産業別）最低賃金専門部会長報告

- 1 青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 2 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

令和7年度 青森県特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿

令和7年9月25日付け任命

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
--------	---------	---------

青森県鉄鋼業最低賃金専門部会（令和7年10月8日（水）10:00 第二合庁1階共用会議室）

石岡 隆司	弁護士	秋田谷宗孝	日本労働組合総連合会 青森県連合会 西北五地域協議会事務局長	小山田康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事
森 宏之	青森大学総合経営学部 特任教授	石崎 尚人	高周波铸造労働組合 執行委員長	末村 洋	高周波铸造（株） 総務企画部長
森 理恵	弁護士	中野 隼	日本労働組合総連合会 青森県連合会事務局長	松山 博明	三八五流通（株）取締役 管理本部副本部長兼人事部長

青森県電気機械器具等製造業最低賃金専門部会（令和7年10月1日（水）13:30 第二合庁1階共用会議室）

飛鳥由美子	青森大学総合経営学部 准教授	竹内 諭士	Orbray黒石工場労働組合 執行委員長	小山田康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事
石岡 隆司	弁護士	田中 大嗣	弘前航空電子労働組合 執行委員長	菅 孝	青森県中小企業団体中央会 副会長・専務理事
渋田 美羽	弘前大学人文社会科学部 助教	中野 隼	日本労働組合総連合会 青森県連合会事務局長	成田 剛	（株）タカシ 会長 室長

（注）五十音順

令和7年度青森地方最低賃金審議会開催日程

【青森県産業別最低賃金審議】

資料No.2

8月12日(火) 13:30~
4階共用会議室

第3回本審

必要性有無の諮問

9月9日(火) 15:00~
第2合庁1階会議室

第1回産業別最低賃金検討小委員会

意見聴取
(鉄鋼・電気)
必要性有無の審議

9月16日(火) 13:30~
4階共用会議室

第2回産業別最低賃金検討小委員会

必要性有無の審議
(予備日)

9月16日(火) 15:00~
4階共用会議室

第6回本審

地賃異議申出の諮問・答申
小委員会報告
必要性の有無審議・答申
産別改正諮問

10月1日(水) 13:30~
第2合庁1階会議室

産別最賃専門部会 (電気)

組織会
金額審議(結審)

10月7日(火) 15:00~
第2合庁1階会議室

産別最賃専門部会 (予備日①)

10月8日(水) 10:00~
第2合庁1階会議室

産別最賃専門部会 (鉄鋼)

組織会
金額審議(結審)

10月15日(水) 15:00~
4階共用会議室

産別最賃専門部会 (予備日②)

10月21日(火) 13:30~
第2合庁1階会議室

第7回本審

専門部会報告書の審議
産別改正答申

11月6日(木) 10:00~
(異議申出がない場合は開催せず) 第2合庁

第8回本審

異議申出の諮問・答申

3月 13:30~
会場未定

第9回本審

令和7年12月21日(指定)発効

産別改正意向表明

部会名	開催月日	審議の状況
電気機械器具等製造業	10月 1日 (第1回)	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に 石岡委員、部会長代理に飛鳥委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 労使協定書の企業内最低賃金額の上限額が 90 円であることを、労使で確認し、代表者協議を行った</p> <p>(1)使用者側意見 使用者側は、使用者側は引上げ下限額の 62 円を主張した。</p> <p>(2)労働者側意見 労働者側は、労働者側は、労使協定書の企業内最低賃金額の上限である 90 円を主張した。</p> <p>3 労使各側委員の主張 労使それぞれの協議、再度の代表者協議を行ったが、労側 86 円引上げ、使側 76 円で合意せず、第 2 回専門部会で引き続き協議することとなった。また、電気機械器具製造業の最低賃金が設定されている C ランク県の決定状況等の情報提供を求める意見があった。</p>
	10月 15日 (第2回)	<p>1 金額審議 公労使協議、代表者協議を行った。</p> <p>(1)使用者側意見 使用者側は、77 円を主張した。</p> <p>(2)労働者側意見 労働者側は、82 円を主張した。</p> <p>2 結論 最終的に、77 円 (7.95 %) 引上げて 1,045 円とし、発効日は令和 7 年 12 月 21 日とすることで、労使が合意し、全会一致で結審した。</p>
鉄鋼業	10月 8 日	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に石岡委員、部会長代理に森宏之委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 労使協定書の企業内最低賃金額の上限額が 93 円であることを、労使で確認し、代表者協議を行った。</p> <p>(1)使用者側意見 使用者側は、引上げには根拠が必要であり、事業の継続と雇用維持が可能な金額としたい旨主張し、38 円を主張した。</p> <p>(2)労働者側意見 労働者側は、鉄鋼産業は熟練労働者が多いため、それに見合った下限レベルとしたい旨主張し、労使協定書の企業内最低賃金額の上限である 93 円を主張した。</p> <p>3 結論 最終的に、金額は 64 円 (6.12 %) 引上げて、1,109 円とし、発効日は令和 7 年 12 月 21 日とすることで、労使が合意し、全会一致で結審した。</p>

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青森	C	64	1,029 (953)	76	+12	2025年 11月21日
岩手	C	64	1,031 (952)	79	+15	2025年 12月1日
宮城	B	63	1,038 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋田	C	64	1,031 (951)	80	+16	2026年 3月31日
山形	C	64	1,032 (955)	77	+13	2025年 12月23日
福島	B	63	1,033 (955)	78	+15	2026年 1月1日
茨城	B	63	1,074 (1,005)	69	+6	2025年 10月12日
栃木	B	63	1,068 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新潟	B	63	1,050 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石川	B	63	1,054 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福井	B	63	1,053 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山梨	B	63	1,052 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐阜	B	63	1,065 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三重	B	63	1,087 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈良	B	63	1,051 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥取	C	64	1,030 (957)	73	+9	2025年 10月4日
島根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広島	B	63	1,085 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛媛	B	63	1,033 (956)	77	+14	2025年 12月1日
高知	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
福岡	B	63	1,057 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐賀	C	64	1,030 (956)	74	+10	2025年 11月21日
長崎	C	64	1,031 (953)	78	+14	2025年 12月1日
熊本	C	64	1,034 (952)	82	+18	2026年 1月1日
大分	C	64	1,035 (954)	81	+17	2026年 1月1日
宮崎	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	+9	2025年 11月1日
沖縄	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和7年度 最低賃金改定の状況

青森労働局

最低賃金の種類	最低賃金の件名	令和7年度			令和6年度時間額 (円)	発効日	適用事業場数	影響率 (%)
		時間額 (円)	引上額 (円)	引上率			適用労働者数 (人)	
地域別最低賃金	青森県最低賃金	1,029	76	7.97%	953	11月21日	38,607	32.1
							446,200	
特定（産業別） 最低賃金	青森県鉄鋼業最低賃金	1,109	64	6.12%	1,045	12月21日	31	20.4
							1,476	
	青森県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	1,045	77	7.95%	968	12月21日	135	21.4
							7,967	

令和7年度の特定（産業別）最低賃金については専門部会結審までの状況

最低賃金決定額の年度別推移(青森県)

平成 年度	青森県最低賃金			鉄鋼業				電気機械器具等製造業				各種商品小売業				自動車小売業			
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)
26	679	14	2.11	800	13	1.65	117.82	735	14	1.94	108.25	727	13	1.82	107.07	766	13	1.73	112.81
27	695	16	2.36	816	16	2.00	117.41	750	15	2.04	107.91	743	16	2.20	106.91	782	16	2.09	112.52
28	716	21	3.02	835	19	2.33	116.62	765	15	2.00	106.84	758	15	2.02	105.87	798	16	2.05	111.45
29	738	22	3.07	855	20	2.40	115.85	785	20	2.61	106.37	777	19	2.51	105.28	817	19	2.38	110.70
30	762	24	3.25	877	22	2.57	115.09	806	21	2.68	105.77	798	21	2.70	104.72	838	21	2.57	109.97
令和 元	790	28	3.67	900	23	2.62	113.92	829	23	2.85	104.94	821	23	2.88	103.92	861	23	2.74	108.99
2	793	3	0.38	903	3	0.33	113.87	833	4	0.48	105.04	825	4	0.49	104.04	864	3	0.35	108.95
3	822	29	3.66	929	26	2.88	113.02	859	26	3.12	104.50	852	27	3.27	103.65	890	26	3.01	108.27
4	853	31	3.77	958	29	3.12	112.31	888	29	3.38	104.10	882	30	3.52	103.40	919	29	3.26	107.74
5	898	45	5.28	992	34	3.55	110.47	927	39	4.39	103.23	921	39	4.42	102.56	923	4	0.44	102.78
6	953	55	6.12	1045	53	5.34	109.65	968	41	4.42	101.57	956	35	3.80	100.31	963	40	4.33	101.05
7	1,029	76	7.97																

最低賃金決定額の年度別推移(鉄鋼業)

資料 6

平成 年度	青森県			岩手県			宮城県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
26	800	23	2.96	755	27	3.71	811	23	2.92
27	816	16	2.00	772	17	2.25	827	16	1.97
28	835	19	2.33	790	18	2.33	847	20	2.42
29	855	20	2.40	809	19	2.41	872	25	2.95
30	877	22	2.57	829	20	2.47	898	26	2.98
令和 元	900	23	2.62	850	21	2.53	923	25	2.78
2	903	3	0.33	852	2	0.24	925	2	0.22
3	929	26	2.88	878	26	3.05	953	28	3.03
4	958	29	3.12	908	30	3.42	983	30	3.15
5	992	34	3.55	949	41	4.52	1,003	20	2.03
6	1,045	53	5.34	1,008	59	6.22	1,059	56	5.58

岩手県は鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

最低賃金決定額の年度別推移(電気機械器具等製造業)

平成 年度	青森県			岩手県			秋田県			宮城県			山形県			福島県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
26	735	14	1.94	728	10	1.39	738	13	1.79	769	12	1.59	753	13	1.76	753	12	1.62
27	750	15	2.04	740	12	1.65	751	13	1.76	783	14	1.82	767	14	1.86	767	14	1.86
28	765	15	2.00	756	16	2.16	766	15	2.00	798	15	1.92	782	15	1.96	782	15	1.96
29	785	20	2.61	775	19	2.51	786	20	2.61	819	21	2.63	800	18	2.30	798	16	2.05
30	806	21	2.68	796	21	2.71	808	22	2.80	841	22	2.69	821	21	2.63	815	17	2.13
令和 元	829	23	2.85	818	22	2.76	833	25	3.09	862	21	2.50	843	22	2.68	833	18	2.21
2	833	4	0.48	820	2	0.24	836	3	0.36	864	2	0.23	846	3	0.36	834	1	0.12
3	859	26	3.12	847	27	3.29	861	25	2.99	890	26	3.01	872	26	3.07	856	22	2.64
4	888	29	3.38	877	30	3.54	891	30	3.48	919	29	3.26	903	31	3.56	880	24	2.80
5	927	39	4.39	917	40	4.56	930	39	4.38	959	40	4.35	945	42	4.65	据置		
6	968	41	4.42	975	58	6.32	958	28	3.01	1,012	53	5.53	996	51	5.40	据置		

令和7年度 青森県特定（産業別）最低賃金決定の経過

() 内は、令和6年度の状況

